平成２０年（フ）第３１１号
山口市大内御堀3848番地56
破産者　田村　　寛
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第２５３号
長野県北安曇郡池田町大字中鵜782番地９
破産者　傘木　明生
1　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
2　一般調査期日　平成22年５月17日午前11時30分
平成22年３月26日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５６６号
大阪府泉南市信達岡中170番地の４
破産者　サワチ建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
2　一般調査期日　平成22年６月22日午後１時30分
平成22年３月26日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１７６８号
埼玉県さいたま市大宮区三橋４丁目254番地１
破産者　有限会社桜美工
1　破産債権の届出期間　平成22年５月13日まで
2　一般調査期日　平成22年６月21日午前11時30分
平成22年３月29日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目17番７号
破産者　若松　月子
1　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
2　一般調査期日　平成22年７月９日午前11時10分
平成22年３月26日
山口地方裁判所下関支部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２００号
和歌山県日高郡美浜町大字和田2261番地の７
破産者　株式会社土屋組
1　期日　平成22年５月31日午前11時35分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月30日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第６５３号
栃木県足利市福富町1842―１　ハーブアネックス201号、住民票上の住所愛媛県松山市住吉２丁目６番２号
破産者　岡崎　倫子
1　期日　平成22年６月３日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月30日　　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１５９号
山口県周南市城ヶ丘４丁目３番14号
破産者　中所　鉄雄
異議申述期間　平成22年５月６日まで
平成22年３月30日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９５１１号
大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―302号
破産者　葛西　育代
異議申述期間　平成22年５月24日まで
平成22年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９１３号
大阪府東大阪市若江南町２丁目11番15号
破産者　大野　正昭
異議申述期間　平成22年５月24日まで
平成22年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５５号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目２番19号　発光マンション善根寺204号
破産者　中山真佐美
異議申述期間　平成22年５月24日まで
平成22年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５号
鹿児島県いちき串木野市上名642番地１、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市旭町93番地４フラット93―201
破産者　田島　　司
異議申述期間　平成22年５月28日まで
平成22年３月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4760番地
破産者　山内　政信
異議申述期間　平成22年５月31日まで
平成22年３月30日　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第４５号
宮崎市中村西１丁目３番４号
破産者　株式会社ギャゼット
異議申述期間　平成22年５月31日まで
平成22年３月30日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４２５５号
東京都世田谷区喜多見７丁目26―17―２―302
破産者　宮崎　正造
免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
平成22年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１３号
横浜市神奈川区栄町１番地１
清算株式会社　株式会社スリーディー
代表清算人　渡良井葉麻
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２０年（ヒ）第１７号
栃木県日光市土沢1855番地５
清算株式会社　株式会社イマイチ
代表清算人　鷹觜　恵一
1　決定年月日　平成22年３月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
⑴　「清算株式会社」とは、株式会社イマイチを意味する。
⑵　「基準日」とは、清算株式会社の解散日（平成20年５月23日）を意味する。
⑶　「元本」とは、清算株式会社に対して基準日までの原因に基づいて生じた債権のうち、貸付債権の利息及び損害金を除いた債権額を意味する。
⑷　「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定が確定する日を意味する。
２　弁済の場所等
協定債権の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振込む方法により行なう。振込手数料は協定債権者の負担とする。
３　弁済期日
弁済期日が金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日の翌営業日を弁済期日とする。
４　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は切り捨てる。
５　利息及び遅延損害金
本協定の定めによる弁済には利息及び遅延損害金を付さない。
第２　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法
１　協定債権
協定債権の債権者数及び総額は、次のとおりである。
債権者別内訳は、別表「協定債権弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数　13
協定債権総額
3,601,690,009円及び額未定